

令和5年度 公益財団法人どうぶつ基金 事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

当法人は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与すると考え、令和5年度は下記の事業を行う。

(1) 犬や猫の不妊手術奨励事業【定款第4条第1号、第2号、第3号及び第4号】

犬や猫の不妊手術奨励事業については下記の方法で行う。

1. 不妊手術制度

広く平等に公益を受ける機会を与えるために、猫の不妊手術制度を行う。猫のTNR活動及び地域猫活動を行う行政、自治会、グループ、個人に対して、新聞、雑誌、インターネットを通じて募集を行い、無料不妊手術チケットを給付する。受給対象者がどうぶつ基金が指定した契約獣医師に直接猫を持ち込み、無料で手術を受けさせ、手術代をどうぶつ基金から獣医に支払う。必要かつ受給対象者とどうぶつ基金の間に合意が形成された場合は、手術費を含む費用の一部を受給対象者が負担する。必要かつ受給対象者とどうぶつ基金の間に合意が形成された場合は、犬の不妊手術を同様の制度のもとで行う。必要かつ受給対象者とどうぶつ基金の間に合意が形成された場合は、犬や猫の不妊手術を行う。

2. 犬や猫の不妊手術奨励

- A. 犬や猫の不妊手術を奨励する広報、公告を新聞、雑誌、インターネットを通じて行う。
- B. TNRを普及啓発するポスターの製作を当財団が行い頒布する。また、インターネット上でポスターのPDFファイルを公開し、希望者はダウンロード後プリントアウトして使用する。

3. 行政による犬猫の団体等譲渡事業推進のための助成金制度

行政が行う犬及びねこの団体等譲渡の登録団体等に、助成金を支払う。

(2) 動物愛護思想の普及啓発事業【定款第4条第1号から第5号】

広報と広告

- a. 「動物愛護思想」を普及啓発する広報、広告を新聞、雑誌、インターネットを通じて行う。

b. 「動物愛護思想」を普及啓発するポスターの製作を当財団が行い頒布する。また、インターネット上でポスターのPDFファイルを公開し、希望者は無料でダウンロード後プリントアウトして使用する。

c. ホームページ、ブログの運営

ホームページおよびブログを運営、情報提供する事により、動物愛護思想の普及、動物愛護関連諸団体との連絡調整、犬および猫の里親探し、譲渡等のあっせん、飼育方法の指導、動物の個体、個体群や種あるいは種によって構成される生態系を保全する活動や自然保護活動の紹介を効率的に行う。

d. 動物愛護写真展の開催

犬や猫が地域の人たちと共存、共生し幸せに暮らす姿を紹介する事により、動物愛護思想の普及啓発を行う。

本年度は写真展のイベントとして犬や猫の写真コンテストを行う。

e. 動物愛護、飼育法等の相談受付

動物愛護、飼育法等に関する問い合わせ相談窓口を設置し、随時相談を受け付ける。相談窓口は、郵便、ファックスのほかインターネットホームページ上にお問い合わせフォームを設置し、それらから受け付ける。

当財団の役員、ボランティアには獣医師、トリマー、愛玩動物飼養管理士1級の資格を保有している者がおり回答や指導にあたる。

f. 動物の個体、個体群や種あるいは種によって構成される生態系を保全する活動や自然保護活動の研究、紹介等を行い動物愛護思想の普及啓発を行う。

(3) 動物愛護関連商品の販売事業【定款第4条第4号及び第6号】

動物愛護関連商品の企画、製作及び販売を通して、動物愛護思想の普及啓発を図ると共に、その商品の販売により当法人の活動資金を得ることを目的とする。

本年度の作成予定と収支予算及び売上見込

■カレンダー

支出：220万円（製作 3,000~4,000枚） 売上見込：623万円（販売価格：2,000円）

■その他：ポストカード、クリアファイル、缶バッジなど

検討中

(4) 財団運営

1. 理事会の開催

(開催日程の予定)

令和5年6月、10月、令和6年3月に予定。その他必要な議決事項が出た際に随時開催する。

(議事内容)

- ① 犬や猫の不妊手術奨励事業及び動物愛護思想の普及啓発事業の具体的な方法に関する整備
- ② 令和4年度事業報告及び収支決算書の承認
- ③ 令和6年度事業計画及び収支予算書の承認
- ④ その他、法令又は定款で議決を必要とする事項

2. 評議員会の開催

(開催日程の予定)

令和5年6月、10月、令和6年3月に予定。その他必要な議決事項が出た際に随時開催する。

(議事内容)

- ① 令和4年度事業報告及び収支決算書の承認
- ② 令和6年度事業計画及び収支予算書の承認
- ③ その他、法令又は定款で議決を必要とする事項